

宇治市告示第 9 6 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月 3 0 日

宇治市長 松村 淳子

| 番 号     | 位 置     | 特 定 生 産 緑 地 の 面 積 | 備 考     |
|---------|---------|-------------------|---------|
| 槇 - 4 4 | 槇島町大幡地内 | 約 0 . 0 1 ha      | 一 部 解 除 |